## カーポートゃプレハブ物置は建築物です。

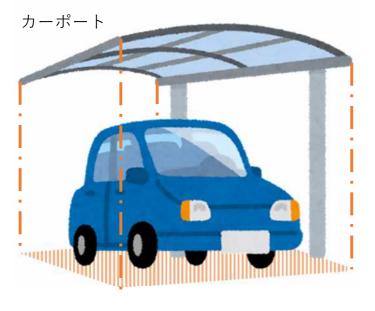
## 原則、建築確認申請の手続きが必要です。

以下のいずれかに当てはまる場合、<u>建築確認申請が必要</u>です。 (都市計画区域及び準都市計画区域内の場合)

- ①敷地内における新築
- ②敷地内における10㎡を超える増築(別棟を含む) ※防火・準防火地域内は10㎡以下でも必要

また、建築確認申請手続きが不要である場合でも、**建築基準法への 適合は必要**です。

特に**屋根の材料、基礎の設置**等については見落とされる場合がありますのでご注意ください。



## プレハブ物置※



||||||| 床面積に含める部分

※小規模な倉庫で、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ内部に人が立ち入らないもの(奥行き1m以内または高さが1.4m以下)については、 建築物に該当しません。

お問合わせ先:佐賀県建築住宅課建築指導担当:0952-25-7165

または管轄の佐賀市建築指導課・土木事務所建築課へ